

令和5年度（2023年度）茨城県医師教育資金利子補給事業交付予約者募集要項

茨城県保健医療部医療局医療人材課

1 制 度

茨城県では、県内の医療機関に勤務する医師をもって医学部に進学する方を広く支援するため、県内金融機関と連携して、都道府県として全国初の在学中「実質金利ゼロ」の教育ローンを実施しています。

医学部へ進学した方の保護者等の方が、協定締結金融機関から、医学部進学のための教育ローンの融資を受けた際に、その支払利息について県が補給金を交付します。

2 交付予約対象者

次のいずれかの区分の対象要件を満たす医学生または保護者等であつて、借入対象金融機関から医学部進学のための教育資金の融資を受ける予定の者

区分	対象要件	借入対象金融機関
県内出身者等	以下のいずれにも該当すること ・医学部進学者が、平成31年度以降に大学に進学した（する予定である）者であること ・医学部進学者が、県内の高等学校等を卒業又は高等学校卒業程度認定試験に合格している（する予定である）こと ・保護者等が、申請日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者であること	株式会社常陽銀行 株式会社筑波銀行 茨城県信用組合 水戸信用金庫 結城信用金庫
その他	「県内出身者等」の区分の対象要件を満たさず、以下のいずれにも該当すること ・医学部進学者が、令和5年度以降に大学に進学した（する予定である）者であること ・医学部進学者が、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金のいずれかの貸与を受けている（受ける予定である）こと	株式会社常陽銀行

※「その他」の区分に該当する方は、株式会社常陽銀行から教育ローンの融資を受ける場合のみ申請対象となりますので、ご注意ください。

3 交付の条件

- (1) 茨城県補助金等交付規則及び茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) 利子補給の対象となる医学部進学者は、茨城県地域医療支援センターが実施する個別面談等に参加すること。
- (3) 利子補給の対象となる医学部進学者は、医学部卒業後10年以内に県内の医療機関に2年以上勤務すること。

※医学部卒業後、10年以内に県内の医療機関に2年以上勤務しなかった場合は、利子補給金を返還していただきます。

※他の就労義務を伴う奨学金等や利子補給金との併用はできません。ただし、令和2年度（2020年度）以降の医学部進学者については、茨城県修学資金等（茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金）及び利子補給金の交付条件を満たすことを妨げない就労義務が設けられている奨学金等との併用が可能です。

4 協定締結金融機関

- 株式会社常陽銀行 ○株式会社筑波銀行 ○茨城県信用組合
○水戸信用金庫 ○結城信用金庫

5 募集人数

年間 50 名程度（県の予算額に達するまで）

6 対象借入限度額

3,000 万円

※ただし、交付予約の決定後に茨城県修学資金等（茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金）の貸与を受けることとなった場合は、対象借入限度額は 2,000 万円となります。

7 利子補給率

金融機関からの融資教育資金に係る支払利子の 100%（保証料含む）を補給

※年利率 4 パーセント（保証料率を含む）を限度。延滞利息及び遅延損害金は除く。

8 利子補給期間

正規の修学期間（最大 6 年間）

※年 1 回利子補給金を交付予定

9 募集期限

下記の日程から募集を開始いたします。

募集開始日：令和 4 年（2022 年）8 月 5 日（金）から

（ただし、県の予算額に達した段階で募集終了となります）

10 提出書類

上記募集期限までに、下記(1)から(4)を全て提出してください。

- (1) 交付予約申請書（様式第 1 号）
- (2) 医学部進学（予定）者及び予約申請者の属する世帯全員の住民票
- (3) 医学部進学（予定）者に関する以下のいずれかの書類（「その他」の区分の対象者に該当する場合、既に大学に進学している場合は添付不要）
 - ア 高等学校等を卒業又は修了見込みであること、もしくは卒業又は修了したことを証する書類
 - イ 高等学校卒業程度認定試験に合格見込みであること又は合格したことを証する書類
- (4) 申請者が医学部進学（予定）者の配偶者、3 親等以内の血族又は姻族であることを証する書類（申請者が医学部進学予定者本人又は同一世帯に属する場合は添付不要）

11 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ 山田あて

12 その他

○県の交付予約の決定は、各金融機関の融資の決定を保証するものではありませんので、各金融機関の審査を経る必要があります。

○令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までに交付予約の決定を受けた者については、別途定める期日（令和 5 年（2023 年）4 月下旬予定）に交付申請書を県に提出していただきます。

※期限までに交付申請書の提出がない場合、利子補給金の交付を受ける権利は自動的に失効し、当該年度内に交付申請をすることができなくなりますので、御注意ください。

○各金融機関によって、審査基準上独自の条件を設定している場合があります。

○対象となる金融商品の内容については、各金融機関にお問い合わせください。

（金融機関が当該事業の趣旨に沿って用意した商品で、茨城県が指定した金融商品のみが、本事業の対象となります。契約の際にはよく御確認ください。）

○事業の詳細については、下記ホームページから「茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱」等を御覧ください。

【茨城県地域医療支援センターホームページ「イバラキドクターズライフ」】

<https://ibaraki-dl.jp/news/doctor/148/>

<問い合わせ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県保健医療部医療局医療人材課
医師確保グループ 担当 山田
TEL：029-301-3191（直通）
FAX：029-301-3194
E-mail：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp